

仕 様 書

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター
一般廃棄物収集運搬業務 一式

2 履行場所

奈良県総合医療センター
(奈良県奈良市七条西町二丁目 897-5)
奈良県総合医療センター院内保育所 こじかの森保育園
(奈良県奈良市六条西四丁目 6番30号)

3 奈良県総合医療センターおよび奈良県総合医療センター院内保育所こじかの森保育園における基本情報

- ・奈良県総合医療センター
許可病床数：540床
外来患者数：平均1,240人／日
診療科：32科

- ・奈良県総合医療センター院内保育所 こじかの森保育園
保育定員：60名
保育日：月曜日～土曜日(年末年始・日・祝日を除く)

4 契約期間

2026年4月1日～2029年3月31日

5 作業日及び作業時間

① 可燃物（日常）

「奈良県総合医療センター」
日曜日及び1月1日～1月3日を除く、全ての日
ただし、緊急の場合はこの限りでない。

【1日1回収集】

午後1時までに回収すること
回収場所 奈良県総合医療センター(廃棄物保管場所)
回収後は奈良市環境清美工場に運搬すること。
「奈良県総合医療センター院内保育所 こじかの森保育園」
週2回(日曜日及び1月1日～1月3日を除く平日)程度
ただし、緊急の場合はこの限りでない。
午後1時までに回収すること
回収場所 奈良県総合医療センター院内保育所(ゴミ集積エリア)
回収後は奈良市環境清美工場に運搬すること。

6 業務の概要

地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター（以下「奈良県総合医療センター」という。）および奈良県総合医療センター院内保育所 こじかの森保育園（以下「院内保育所」という。）から排出される一般廃棄物を処分場へ運搬し、適正に処分する。この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例を遵守し、関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

7 廃棄物の種類

- ① 紙くず・繊維くず類等
- ② 生ゴミ（調理くず（野菜くず・魚のあら等）・残飯等）
※脱水・乾燥等の処理は行っていません。
- ③ 草、剪定枝および院内美化活動等により排出される一般ゴミ
- ④ 上記以外の一般廃棄物全般も含む

8 排出予定数量(年間)

① 可燃物（日常） 226トン

※上記は、2024年4月～2025年3月の期間におけるデータを参考に、1年間の数量を算出しています。入札は、一般廃棄物収集運搬業務委託一式の業務委託費に係わる総額(36ヶ月分)で行います。

※敷地内除草作業(最大で90リッターゴミ袋100～200袋程度の予定)を行う場合があります。

※上記予定数量は想定値であり、増減するものであること。

9 業務責任者の届出

作業管理及び委託者との連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任等届（様式1）により届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

10 運搬車両等の仕様及び注意事項

- ① 運搬車両は、パッカー車を使用し、他の廃棄物（別種目）を混載しないこと。
- ② 使用する運搬車両については、奈良県総合医療センターおよび院内保育所の進入路の都合により、2トン程度の小型パッカー車でないと、通行困難である。
- ③ 年末年始等（1月1日～1月3日）の間など、3日間以上収集しない日が続く場合は、奈良県総合医療センターが指定する場所に専用の保管容器等（シート・ロープ等も含む）を配置すること。
- ④ 緊急時の連絡手段が確保されていること。
- ⑤ 前記①と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- ⑥ 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に、消毒及び洗浄を行うこと。
- ⑦ この業務の遂行に必要となる器材等の負担については、全て受託者の負担とする。

11 業務内容

- ① 廃棄物の収集・運搬
 - ・受託者は、奈良県総合医療センター担当者の確認のうえ、収集車両に積み込み、処分場へ運搬するものとする。
 - ・受託者は、作業時にはごみ収集場所の衛生につとめ、ごみが散乱した場合は速やかにこれを清掃すること。また、生ゴミ用集積容器等は、受託者が適宜水洗い等を行い、常に衛生に細心の注意を払うこと。
 - ・受託者は、あらかじめ運搬経路を定めること。

12 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

13 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するよう努めるとともに、従事者への徹底を図るものとする。

14 排出量調査

受託者は、契約期間中、月毎に当センターから発生する廃棄物の排出量を調査・記録し
委託者まで報告をすること。(様式2参照)

また、委託者の求めがあった場合は、奈良市環境清美工場発行の計票(写し可)を提出
すること。

15 履行確認

委託者は、履行確認のため廃棄物の収集運搬において、同行確認する場合がある。その
際は、委託者の求めに応じること。

16 その他注意事項

奈良県総合医療センターは、駐車場を含めた敷地内禁煙を実施している。受託者は、そ
の趣旨を十分理解すること。

様式1

一般廃棄物収集運搬処理業務委託
業務責任者選任（変更）届

20 年 月 日

奈良県総合医療センター 院長 殿

受託者
住 所

氏 名

印

下記のとおり選任（変更）しましたのでお届けします。

記

業務責任者の選任（変更）内容	
業 務 責 任 者 の 氏 名 <small>ふりがな</small>	年 月 日 生 (歳)
通 常 時 の 連 絡 先	電 話 () -
緊 急 時 の 連 絡 先	電 話 () -
業務責任者の選任（変更）期間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日

様式 2

奈良県総合医療センター一般廃棄物排出量調査

日付	可燃物排出量 kg	草、剪定枝等排出量 kg
20年月日		
合計	kg	kg